

## 審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	甲州市要保護児童対策地域協議会
開催日時	令和7年7月30日 13時30分～ 14時30分
開催場所	甲州市役所本庁舎 2階 第一会議室
議題	(1)令和6年度 甲州市における児童虐待相談対応状況について (2)関係機関からの報告
出席委員	高野浩彬委員、三浦優委員、風間謙委員、矢崎真理委員、 渡辺千奈美委員、中村朝子委員、小宮山敦子委員、中村英彦委員、 秋山美和委員、土橋美和委員
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙会議録のとおり
事務局に係る事項	出席者 健康増進課（武藤課長）、 子育て支援課5名（矢口課長、古屋リーダー、徳良、保科、矢澤）
その他	

会議録

内容	発言内容・決定事項等
<p>1、開会</p> <p>2、委嘱状の交付</p> <p>3、市長あいさつ</p> <p>4、自己紹介</p> <p>5、会長あいさつ</p> <p>要保護児童対策地域協議会について</p>	<p>○事務局より開会のあいさつ</p> <p>鈴木市長より委員へ委嘱状の交付</p> <p>○鈴木市長よりあいさつ</p> <p>委員、事務局の自己紹介</p> <p>○土橋会長よりあいさつ</p> <p>○事務局より説明。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会とは 虐待を受けているこども等を早期に発見して適切な保護や支援を行うためには、こどもに関わる多くの関係機関が、情報を適切に共有し、連携を取ることが必要不可欠です。 保護が必要な児童に関して、関係機関同士が情報交換・情報共有と支援の協議を行うための機関として「要保護児童対策地域協議会（要対協）」が位置付けられており、地方公共団体は、この「要対協」を設置するよう努めなければならないとされています（児童福祉法第25条の2）。 「要対協」を設置した地方公共団体は、「要対協」の事務を総括するとともに関係機関との連絡調整を行い、支援対象児童に対する支援の実施状況を把握するための「要保護児童対策調整機関」を指定することとされており、甲州市では子育て支援課こども家庭相談担当（甲州市こども家庭センター）が調整機関に指定されています。</p> <p>○甲州市要保護児童対策地域協議会の構成（三層構造）</p> <p>① 代表者会議（市附属機関としての甲州市要保護児童対策地域協議会） 児童虐待対策事業の推進と関係機関との総合的な調整を目的として、警察・教育・医療・地域・行政など関係機関の代表者を委員に委嘱しており委員任期は2年間。実務者会議が円滑に行われるための環境整備を行います。原則年に1回の開催となっています。</p> <p>② 実務者会議</p>

<p>6、議事</p> <p>(1) 令和6年度 甲州市における児童虐待相談対応状況について</p>	<p>要保護・要支援児童のすべてを対象として、関係機関相互の円滑な連携のため定期的な情報交換や児童の現状の確認、支援方針や役割分担に関する協議を行っています。昨年度は計8回開催しました。</p> <p>③ 個別ケース検討会議</p> <p>個別の要保護児童等について、直接支援に関わる関係者が随時集まって、危険度や緊急度の判断や具体的な支援策を検討します。昨年度は計70回開催しました。</p> <p>○要保護児童対策地域協議会における支援の対象</p> <p>要保護児童、要支援児童、特定妊婦についてリスクを評価し、その評価に応じた関係機関にご協力いただき対応しています。(リスク評価については別紙参照)</p> <p>甲州市では要保護・要支援児童が190件弱ケースとして登録されています。詳細につきましては後ほど説明いたします。</p> <p>○要対協参加者の情報共有と守秘義務</p> <p>要保護児童を発見した者は、これを市町村や児童相談所等へ通告しなければならない、守秘義務に関する法の規定は、この通告を妨げないものとされています(児童福祉法第25条ほか)。</p> <p>要対協は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができ、関係機関はこの求めに応じるよう努めることとされています(児童福祉法第25条の3)。</p> <p>また、要対協を構成する関係者は、協議会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならないとされています(児童福祉法第25条の5)。</p> <p>○事務局より資料に沿って説明。</p> <p>○令和6年度 甲州市における児童虐待相談対応状況</p> <p>新規の児童虐待相談対応件数について、甲州市では令和6年度は86件となりました。甲州市18歳未満人口の約2.4%となっています。令和3年度はコロナ禍の影響で対応件数が減少していますが、過去5年間を比べると増加傾向にあり、令和6年度は過去5年間で最多の対応件数となっています。甲州市では母子保健と児童福祉がより一層一体的な支援が行えるよう、令和6年度にこども家庭セン</p>
--	--

ターを設置しました。母子保健での妊娠期からの面談、家庭訪問、乳幼児健診を行う中で気がかりな家庭をアセスメントし、児童福祉と連携することで対応件数が増加したものと思われます。

経路別の相談件数について、甲州市では自市町村（健康増進課や教育総務課など他課からの通告）が多くなっています。こちらも子ども家庭センターが設置されたことで健康増進課からの通告が多くなっています。次に学校や保育所等からの通告が多くなっています。子ども家庭センターでは市内外の学校、保育園、幼稚園への定期的な訪問を年に1回行っています。共通のアセスメントツールを活用しながら情報共有も行っています。学校訪問以外にも電話等で定期連絡を行い連携を図っています。日ごろからの連携とアセスメントツールを活用することで新規相談につながったものと思われます。

主たる虐待者については実母、実父、実父実母双方の順となっており、お子さんと過ごす時間の多く養育の負担のかかりやすい実母からの虐待につながっている可能性が高いことをケース対応の中で確認しております。負担軽減となるサービスの提案をしながら支援しています。

内容別相談件数については、ネグレクトが最も多くなっています。被虐待児童の年齢については、0歳から3歳未満が最も多くなりました。母子保健の支援や保育所との連携の中から具体的な生活実態を把握しやすいことからネグレクトの件数が多くなったと思われます。年齢構成については市や県全体のデータからも未就学のお子さんが被害を受けやすい傾向にあることが読み取れます。

虐待要因については特になしが多く、お子さんには要因が少ないことが分かります。

虐待者に関する要因について、不適切な育児知識・技術や育児姿勢、精神疾患及び疑いの割合が多くなっています。

不適切な育児知識・技術や育児姿勢につきましては子ども家庭センターの職員が面談、家庭訪問を行いお子さんや家庭状況をアセスメントし、必要な支援につなげています。母子保健ではすこやか親子相談、すくすく学級・育児学級で具体的な相談を受けています。児童福祉では子育て世帯訪問事業、子育て短期支援事業といった家庭にヘルパーさんが入ったり、お子さんを短期間施設で預かるショートステイの利用を提案しています。

精神疾患が要因となっていることも多くなっていますのでかかりつけの医療機関や福祉総合支援課と連携しながら支援を行っていま

<p>(2) 関係機関からの報告</p>	<p>す。</p> <p>家族の社会的状況・経済状況について、複雑な家族構成や社会的に孤立した家庭が多くなっています。特になしも多くなっていますが課題のない家庭でも虐待が起きていることが読みとれます。</p> <p>こども家庭センターがご家庭と関係性を築きながら悩みや課題を抱える家庭が孤立せずに、身近な支援者を増やせるよう支援を行っています。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>○日下部警察署より報告</p> <p>児童虐待を認知する方法については、家庭に介入することが難しいこともあり、夫婦喧嘩や DV で通報があった際に、夫婦間で口論となっているところを間近で子供が見ていた場合に心理的虐待としてとらえ、児童相談所へ繋げています。そのため警察では心理的虐待の認知件数が多くなっています。</p> <p>また、別件ですが山梨県ではトウロマとって SNS 型投資やロマンス詐欺の被害が増えています。今年度は令和 7 年 5 月時点で 21 件、3 億円以上の被害となっていますので注意喚起を行っていただきたいと思えます。</p> <p>○山梨県中央児童相談所より報告</p> <p>山梨県の児童相談所における虐待相談受付件数について報告します。令和 5 年度の相談件数は 1,418 件となっており、増加した要因は市町村における早期発見、様々な啓発活動により児童虐待通告に対する意識の高まり、学校との連携強化となっています。</p> <p>全体的な傾向として、主たる通告者は、先ほどお話のあった警察署からの通告が多くなっています。主たる虐待者は実母、実父実母双方、実父の順となっています。虐待内容は心理的虐待が多いです。被虐待児童の年齢は小学生以下の児童への虐待が全体の 79% を占めています。</p> <p>次に、一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応について、いままで児童相談所では、親の同意がなくても独自の判断で一時保護ができていましたが、この度の改正により、保護者の同意が取れていない場合には、一時保護を開始した日から 7 日以内に一時保護状の請求を行うこととなっています。家庭裁判所で書類を審査し原則 48 時間以内に適正か判断することとなっています。一時保護状に関しては戸籍謄本を添付することとなっていますので市での対応</p>
----------------------	--

をお願いいたします。令和7年6月1日の改正後、実際に一時保護を実施したのは1件となります。

一時保護については内閣府法令該当性と必要性が合わさって検討されます。内閣府法令については児童が1号から7号のどこに該当するのか、一時保護の必要性があるのか合わせて考えて一時保護の実施を検討します。

続いて、児童福祉法等の一部を改正する法律について、令和7年10月より施行されます。保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設され、保育所の職員が個人で判断して虐待であるという場合には通報することが義務となります。

また、お子さんを保護した際に保護者へ注意喚起する時にパンフレットを使っています。(別紙)体罰ではなくしつけです、とおっしゃる方が一定数いますが令和元年6月の児童福祉法等改正法により、しつけに際して、体罰を加えてはならないこととなっています。保護者にパンフレット等を使ってわかりやすく説明し対応するようにしています。もうひとつの「子どもを健やかに育むために」というパンフレットについて、子供への体罰・暴言により脳が傷つくことが科学的に証明されています。体が傷ついたときには脳が痛いと察知しますが、暴言についても同じように脳が傷ついているということもお話ししています。児童相談所からは以上です。

(意見・質問)

○山梨県女性相談支援センター

警察署からのご説明では通告内容は心理的虐待が多いということでしたが、市の報告ではネグレクトが多い状況になっていますが分析していることがあれば教えていただきたい。

○事務局より回答

前段として、昨年度受理した新規の児童虐待相談件数が過去最大になっておりまして、要因としては昨年度からこども家庭センターを設置し母子保健と児童福祉が一体的な運用をする中で、母子保健では妊娠期からすべてのご家庭について面談・訪問し、出産前から産後の養育に支援が必要だと予測される場合には特定妊婦となり、出産後に要保護・要支援児童のケースとして受理しています。受理した時の類型としてはネグレクトとなることが多いことが要因となっ

<p>(3) その他</p>	<p>ています。</p> <p>○山梨県女性相談支援センター</p> <p>連携をとって心理的虐待等になる前の、早めの対応ができていると思いました。</p> <p>○山梨県女性相談支援センターより</p> <p>昨年度に困難女性支援法が施行され、女性相談支援センターという名称となりました。今まではDVが理由で一時保護していましたが、生活困窮しているような困難女性の相談、保護などの支援も行っています。昨年度は年間で困難女性も含め2,000件の相談がありました。そのうちDVの相談が800件、その中で一時保護を行ったのが18件(子ども同伴は7件)となっています。今年度も子ども同伴の一時保護を行っており、年々増加しています。今年度から子どもを保護した場合には学習もみるような支援も実施しています。DVを受けていたり困難女性の方が居ましたら、女性相談支援センターを紹介していただければと思います。</p>
<p>7、閉会</p>	<p>○事務局より閉会のあいさつ</p>